

令和元年度
新任会長研修会

水戸市高齢者クラブ連合会

研 修 会 日 程

日 時 令和2年1月29日(水) 午前10:00～午前11:40

場 所 福祉ボランティア会館(ミオス) 大研修室

1 開 会 10:00

2 研 修 10:05

『高齢者クラブ運営に関すること』

講 師：高齢福祉課職員

(1) 老人クラブの歩み

(2) 高齢者クラブの運営

(3) 高齢者クラブの活動

(4) 高齢者クラブの今後

11:00

～ 休 憩 (10分) ～

11:10

(5) 高齢者クラブの経理事務

11:30

3 閉 会 11:40

I 老人クラブの歩み

1 老人クラブの歩み

(1) 伝承から江戸時代

老人クラブの起源は、高齢者の長寿を祝う平安時代の「尚齒会(しょうしのえ, しょうしかい)」, さらに, 6世紀中葉の仏教伝来とともに日本に伝わったとされる相互互助組織「講」にまでさかのぼることができる。

「尚齒会」とは「尚＝尊ぶ, 齒＝齢」で, 現在の言葉では敬老会に近い意味がある。中国の故事に由来し, 唐の詩人白樂天が催した宴に, 最高齢の主人と6人の高齢者を招いて, 詩歌, 管弦, 歌舞の祝宴でもてなした。

日本では, 平安時代の貴族, 南淵年名(みなぶちのとしな)がこの故事にならって, 自らの山荘で宴を催したのが始めと伝わる。

その後, 上流階級の長者や学者などが折に触れて催し, 江戸時代でもこの流れが続いていたといわれている。会に招かれる者は, 学識に富む年長者が多く, 自らも詩歌を賦(ふ)し連歌, 俳諧を楽しむという高齢者の知識に敬意を表した催しだったようである。

(2) 明治時代以後

明治時代になると, 老人クラブの基礎となる団体が結成され始めた。以下のような例が記録に残されている。

- ・明治26年 博多高砂会(福岡県福岡市)
- ・明治40年 楽寿老人会(京都府亀岡市)
- ・大正14年 上田地区老人会(熊本県小国町)

(3) 戦後の老人クラブの始まり

戦後荒廃した社会において, 家や家族制度が改められ家族のあり方が変化し, 「老後の幸せは老人自身で創り出そう」と考えた先駆者たちが, 老後の不安を感じている老友や, 老後の問題に関心を寄せる人々に呼びかけ始めた。

その動きは加速し, 社会福祉協議会の協力のもと老人福祉を推進する世論が喚起され, 行政や社会への働きかけから全国的なネットワークを有する運動となっていく。

(4) 老人福祉法の施行

昭和38年8月に施行された「老人福祉法」において、「老人クラブ」は、老人福祉を増進するための事業として位置付けられた。

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

●年 表

【老人クラブ草創期 1940～1960年代】

年	老人クラブのあゆみ
昭和21年	千葉県八日市場町(現在の匝瑳町)に「米倉老人クラブ」結成される。この頃より全国で老人クラブづくりが始まる。
昭和29年	全国社会福祉協議会、初めて「老人クラブ数調査」を実施(このとき、全国の老人クラブ数は112であった。)
昭和37年	茨城県老人クラブ連合会結成(662クラブ、会員数36,637人)
昭和38年	・老人福祉法の施行 水戸市高齢者クラブ連合会設立(54クラブ、会員数3,724人)

【クラブ拡大と活動発展期 1970～1980年代】

昭和48年	「老人クラブ運営方針」策定 ※昭和55年「市町村老連運営指針」として改正
昭和55年	全国運動「病にかからぬ運動」開始 ※昭和61年「健康をすすめる運動」に改称
昭和61年	「健康をすすめる運動」に「友愛活動」「『社会奉仕の日』一斉奉仕活動」を加え、”健康・友愛・奉仕”の全国3大運動開始

【21世紀に向けた展開期 1990年代】

平成2年	提言「21世紀に向けての『新たな老人クラブづくり』」発表
平成3年	「ねたきりゼロ運動」全国展開
平成4年	全国運動「在宅福祉を支える友愛活動」開始
平成7年	「老人クラブ21世紀プラン」策定(平成15年一部改正)
平成9年	「医療と薬の学習・実践活動」を全国的に展開

【新たな課題への挑戦期 2000 年代】

平成 1 2 年	「単位クラブ 2 1」策定
平成 1 7 年	子ども見守りパトロール活動を全国に呼びかけ
平成 2 2 年	「老人クラブ活性化 3 か年計画」を開始
平成 2 6 年	1 0 0 万人会員増強運動(～平成 3 0 年)

2 水戸市高齢者クラブ連合会の歴史

(1) 水戸市高齢者クラブ連合会の設立

昭和 3 2 年，県社協から「老人クラブの作り方・選び方」，昭和 3 3 年には，「老人クラブ活動のてびき」などのパンフレットが市町村社協，民生委員に配布された。

昭和 3 7 年 5 月の資料によると，県内の老人クラブ数は 4 8 5 クラブ，会員数 7，4 0 2 人。水戸市は，5 クラブ，4 2 5 人とされている。

昭和 3 7 年 1 1 月 3 0 日に茨城県老人クラブ連合会が結成されて，県内においても老人クラブ結成の機運が高まりつつあった。水戸市では，昭和 3 7 年 7 月の全社協大会に行政関係者，社協事務局長が派遣され，県社協主催の老人クラブ指導者研修会にも市社協職員が参加するなど，設立にむけた準備が進められている。

昭和 3 8 年には，水戸市老人クラブ連合会結成に向けた代表者会議において，「結成まであと一息である」とのメモが残っていることから，関係者が連合会結成に向けて奔走していた様子が伺える。さらに，昭和 3 8 年 8 月施行の老人福祉法に基づいて，老人クラブに助成金の支給が決められたことから，福祉事務所長名で各地区民生委員に対して早急にクラブを結成するよう通達され，この動きにより 1 2 月までに 7 5 クラブが結成され，ようやく 1 2 月 2 0 日の連合会設立に至ることができた。

なお，多くの連合会においては，事務局を社会福祉協議会に置いているが，水戸市では，創立当初より直接行政で事務局を担うこととなり，現在に至っている。

(2) 水戸市高齢者クラブ連合会活動のあゆみ

(創立50周年記念誌「未来につなぐ絆」年表より抜粋)

昭和38年	創立時，老人福祉法執行により助成金開始
昭和45年	8月 福祉バス導入（バスを利用した研修，視察活動）
昭和47年	4月 ひとり暮らし高齢者を対象とした「愛の訪問事業」開始
昭和57年	3月 機関紙「老壮みと」創刊
平成2年	名称を「水戸市高齢者クラブ連合会」に改称 企画広報，教養厚生，社会奉仕部会， 婦人活動推進委員会を設置（女性委員会の前身）
平成4年	3月 常澄村と合併
平成9年	4月 婦人活動推進委員会を「女性委員会」と名称変更
平成17年	2月 内原町との合併
平成22年	5月 連合会規約一部改正 ・有能な人材を育成するため，選任理事を置くことができるようにする。 ・単位クラブ，地区高齢者クラブ連合会，ブロック高齢者クラブ連合会の組織化と活動内容を明確にする。 5月 機関紙編集委員会を広報委員会と改組し，広報活動により力をいれることとする。 5月 研修・旅行委員会を新設する。
平成24年	4月 市高連ホームページを開設。 6月 市高連広報誌「高壮だより」をタブロイド版8ページに拡大する。
平成25年	11月 創立50周年記念式典を挙行（県民文化センター）
平成26年	5月 地域づくり推進委員会を新設する。 全国運動100万人会員増強運動（5か年計画）を受けて，クラブ会員増のみに目を向けるのではなく，地域各団体も存続が困難にある状態から，地域コミュニティを立て直し，安心して住みやすい地域づくりとリーダー育成を目的として活動する。

Ⅱ 高齢者クラブの運営

1 老人クラブとは

(1) 「老人クラブ」 ～名前のいわれ

「老人クラブ」という名称は、クラブづくりを広げていた人たちの間でテキストとして読まれていた「英国老人福祉委員会発行『老人クラブ―新設と経営の手引き』」に由来し、実際には「高齢者クラブ」や「シニアクラブ」「老人会」など地域の感性に応じた名称が用いられている。ただし、法的には「老人クラブ」である。

(2) 高齢者クラブ(＝老人クラブ)とは

高齢者クラブとは、ひと口にいうと「地域を基盤とした高齢者の自主的な組織」である。

2 高齢者クラブの定義

(1) 活動の目的

- ①仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、
- ②その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、
- ③明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めること。

(2) 活動の理念

●全国3大運動＝「友愛活動」「健康活動」「奉仕(ボランティア)活動」

(3) 会 員

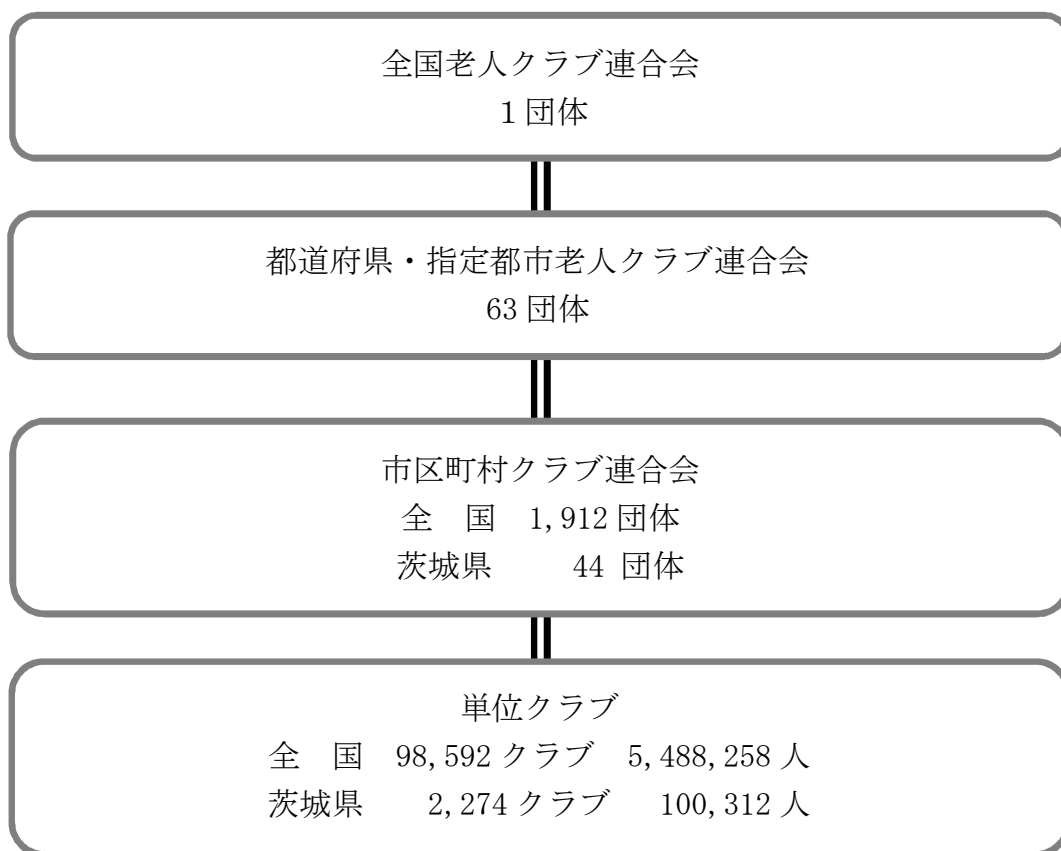
入会を希望する高齢者で、概ね60歳以上の方を対象とする。準会員や協力会員制度を取り入れ、60歳未満の方の参加も受け入れているクラブもある。

(4) 組 織

地域における個別のクラブである「単位クラブ」が基本単位である。

水戸市においては、クラブ相互の連絡調整を図ってより広域的な共同事業を実施するため、単位クラブを小学校区単位でまとめる「地区連合会」、地区連合会を中学校区単位でまとめる「ブロック連合会」を置き、水戸市高齢者クラブ連合会が組織されている。

市区町村の連合会を統括して、都道府県・指定都市、全国の各段階において連合会を組織している。



- 全国老人クラブ連合会
- 茨城茨城県老人クラブ連合会
- 水戸市高齢者クラブ連合会

※ 水戸市高齢者クラブ連合会の組織については「別紙 1」参照

(5) 運 営

高齢者クラブは、会員本位の自主的かつ民主的な運営を行う必要がある。クラブ活動の財源は、会員の会費によって賄うことが基本であるが、地域の実情により、自治会や支部社協からの交付金を財源に加える場合もある。

- 国・地方公共団体からの支援

地域の各単位クラブが「連合会」として組織されている場合は、老人福祉法に基づき、高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向けて、国、地方自治体から補助金等の支援を受けることができる。

※ 補助金の内容等については後述

(6) まとめ

高齢者クラブとは、

- 「会員」がいること。
 - 「組織」としてまとまっていること。
 - ・ ルールを明確にする「規約」がある。
 - ・ 組織をまとめ、活動を企画する「役員」「担当員」などがいる。
 - 「活動理念(友愛・健康・奉仕)」に基づいて、
 - 「会員本位」の自主的かつ民主的な活動を行っていること。会員の総意を得るため「総会」等を開催している。
- ものである。

※ 組織として、特定の政治上・宗教上の活動を行ったり、組織に属したりしない。

(7) 地域内における他団体との関係

高齢者クラブ・単位クラブは、支部社協や自治会の「下部組織」や「内部組織」ではなく、その指揮系統に属したり「した働き」をしたりするものではなく、独立した組織である。

他団体との関係は、お互いを尊重した協同関係であり、地域をよりよいものにする同様の目的を持って、協力しあうべきものである。

※ 組織の関係図は「別紙2」参照

Ⅲ 高齢者クラブの活動

高齢者クラブは、会員の話し合いによって、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っている。

この活動を分類すると、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の二つに大別されるが、実際には、別々に行われているわけではなく、それぞれ関わりをもちながら総合的な活動となっている。

また、全体活動の重心が、どちらか一方に偏らないように、バランスをとりながら取り組んでいく必要がある。

高齢者クラブ活動

生活を豊かにする楽しい活動

健康づくり 介護予防

健康学習, いきいきクラブ体操, ウォーキング, 各種シニア・スポーツ など

趣味・文化 レクリエーション

趣味・文化・芸能などのサークル活動, 旅行 など

学習活動 研修

学習講座の開催, クラブリーダーの研修 など

地域を豊かにする社会活動

友愛 ボランティア

友愛訪問, 集いの場づくり (サロン), 暮らしの支え合い, 福祉施設等の訪問, 地域のボランティア活動, 社会奉仕の日の活動 など

世代交流 伝承活動

地域の文化・伝承芸能・民芸・手工芸・郷土史・生活記録等の伝承活動。子どもや青壮年などとの交流活動 など

環境・生産 リサイクル

農作物や花の栽培, 植林, 手工芸品の製作。公園や公共施設の環境整備や運営管理, リサイクル など

安心・安全 まちづくり

交通安全, 子供の見守りパトロール など

1 「全国三大運動」 健康・友愛・奉仕

高齢者クラブでは、その発足当初からそれぞれの地域の中で活動が続けてきた。基本的な事業として、高齢者の健康保持・増進、相互の支え合い、住みよい地域づくりなどが、自然に実施されてきた。

これらの取り組みを組織的に推進しようと、平成26年に全国老人クラブ連合会が呼びかけ、「健康」「友愛」「奉仕」の『全国三大運動』として、明るく、豊かで活力のある超高齢社会の実現に向かうこととした。

●健康・友愛・奉仕「全国三大運動」推進要綱

○趣 旨

高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくためには、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら、住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。

老人クラブは、発足当初から「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んできました。

高齢者が人口の4人に1人を占め、人生100年時代を迎えた今日、老人クラブ活動に対する社会的な期待は、ますます大きくなっています。

この要綱は、これまでの運動の成果を継承し、本格化する超高齢社会を明るく、豊かで活力あるものにすることを目指して、高齢者自らが取り組む「健康」「友愛」「奉仕」の三大運動の一層の推進を図ることを目的とします。

2 老人の日・老人週間

●9月15日

昭和25年 としよりの日 兵庫県の県民運動

昭和26年 としよりの日 中央社会福祉審議会(現・全社協) 老人クラブづくりが提唱される。以後、法制化に向けた運動を展開。

昭和38年 老人福祉法公布 「老人の日」(昭和39年「老人の日・老人週間」に改称)として定められる。

昭和41年 「敬老の日」として、国民の祝日となる。

○祝日のあり方検討により、敬老の日の見直しが進む。これを受けて、歴史ある「老人の日」を残そうと運動、各機関への働きかけが進む。

平成13年 老人福祉法改正により9月15日が「老人の日」、同日から21

日までの1週間が「老人週間」に制定される。

平成15年 国民祝日法の改正により、敬老の日が「9月の第三月曜日」となる。

このような経緯をたどった歴史を鑑み、9月の「老人の日・老人週間」の取り組みとして、“仲間と集い、高齢者の元気な姿を示そう！”をスローガンに「健康」「友愛」「奉仕」の全国三大運動を積極的に展開し、高齢者の意欲と姿勢を地域に示すため特段の活動を行う。

3 全国一斉「社会奉仕の日」

地域社会に感謝するため、9月20日を全国一斉「社会奉仕の日」（可能な限り「老人週間」内に実施する。）として、取り組みを行う。

昭和59年 神奈川県、横浜市、川崎市老連 が「敬老の日」に感謝する取り組みとして行った一斉奉仕活動を実施。

昭和61年 運動が各地に波及し、10数県に広がったのを受け、全老連の全国運動として実施することを決定。

平成20年 スローガンを「きれいな地球を子どもたちへ」とし、「環境に優しい活動」として美化活動、環境活動に取り組むこととする。

●全国一斉「社会奉仕の日」の取り組み要領

○趣 旨

経緯のとおり、「社会奉仕の日」（9月20日）は、多くの老人クラブで取り組まれていた奉仕活動を、全国一斉に実施することにより、地域社会に対する感謝と地域の担い手としての活力を示そうと全国運動として提唱してきました。これまでの経験を生かして、地域団体や住民と協力しながら、地域の緑化、美化、資源ゴミのリサイクル等の活動を中心に、幅広いボランティア活動として取り組むものです

4 全国老人クラブ「100万人会員増強運動」

5か年計画（平成26～30年度）として展開された事業で、運動目標として、○全国100万人会員増強、○毎年3%の会員増強を掲げて実施された。

茨城県老人クラブ連合会では、活動の結果を踏まえ会員増強と組織強化に向けて、後継施策として【茨城県老人クラブ「活性化運動」推進要綱】を定め、今後も運動を継続していく。

(1) 茨城県の結果

		クラブ数	前年比	会員数	前年比
平成 26 年度	初年度	2, 4 8 1	2. 6 % ↓	109, 685 人	5. 4 % ↓
平成 27 年度	2 年目	2, 4 4 5	1. 5 % ↓	108, 074 人	1. 5 % ↓
平成 28 年度	3 年目	2, 4 1 7	1. 1 % ↓	104, 664 人	3. 2 % ↓
平成 29 年度	4 年目	2, 3 5 4	2. 6 % ↓	100, 409 人	4. 1 % ↓
平成 30 年度	5 年目最終	2, 2 9 3	2. 6 % ↓	97, 021 人	3. 4 % ↓

会員増強運動の初年度に比べ 3 年目にかけて減少率が下がったが、4 年目以降については、初年度の減少率に戻った。

(2) 水戸市の結果

		男 性	女 性	合 計	前年比
平成 26 年度	初年度	2, 3 2 0 人	3, 6 1 5 人	5, 9 3 5 人	2. 7 % ↓
平成 27 年度	2 年目	2, 5 6 3 人	3, 9 6 0 人	6, 5 2 3 人	9. 9 % ↑
平成 28 年度	3 年目	2, 5 7 7 人	3, 9 2 0 人	6, 4 9 7 人	3. 9 % ↓
平成 29 年度	4 年目	2, 5 5 4 人	3, 8 9 6 人	6, 4 0 0 人	1. 5 % ↓
平成 30 年度	5 年目最終	2, 4 2 2 人	3, 6 2 6 人	6, 0 4 8 人	5. 5 % ↓

- ① グラウンドゴルフ、カラオケ、旅行への参加等、取り組みやすい活動への勧誘が功を奏し、588名、9.9%増の好結果を出すことができた。
- ② 会員増強に当たっては、数字優先となる面もあり、ノルマ的にならないよう気を遣った。
- ③ 最終的には、会員の高齢化、役員の後継者不足などにより15クラブが解散し、115単位クラブ、6,048名(113名、1.9%増)で終了した。
- ④ 各クラブでは、それなりに新規加入が見られるが、加齢による支障で退会する方がそれを上回っている状況である。また、役員のなり手がいないための解散や、活動に魅力を感じなくなったとの理由での退会、全体の年齢が上昇しクラブそのものが活動休眠状態に陥るなど、今後早急な対応を必要とする事例も見られた。

5 高齢者クラブ活動の指針となる法令等

(1) 老人福祉法

第13条 地方公共団体は「老人クラブ」等に対して適切な援助に努める。

※ 簡素な標記であるが、高齢者クラブについて定めた重要な法律である。

(2) 老人クラブ活動等事業実施要綱(厚生労働省老健局長通知)

「老人クラブ」を組織し、支援、助言指導する。

○(上記通知の別添)老人クラブ等事業運営要綱

「老人クラブ」の定義、組織、活動内容などの指針

(3) 老人クラブ運営指針(全国老人クラブ連合会)

厚生労働省通知に基づき、より細かく方策を示す。

※ 以上2つは指針であり、絶対にこうしなければならないということではない。

IV 高齢者クラブの今後

高齢者数は増えているが、クラブ数・会員数は減少の一途にある。難しい問題であり、抜本的な打つ手はなかなか見つからないが、それでも、将来を見つめて小さな取り組みを重ねていく必要があるのではないだろうか。

1 なぜ加入希望者が少なくなっているのか(対策のヒント)

- (1) 健康で活動できる年齢の上昇、入るなら90歳、でも、それだけ高齢になると介護や入院になり、結局入会の機会なし。「まだ仕事している。」「まだ【高齢者】じゃない。」
- (2) 現在中堅高齢者の位置にいる「団塊の世代」の価値観、高学歴、多趣味
- (3) 地域との関わりが「煩わしい」という感覚
- (4) 高齢者クラブの活動内容と、個人的な余暇の活動・趣味のずれ。会費を払ってまで加入する必要を感じない。
- (5) 個人では労力の大きかった旅行も、自分のプランで、気の合う人とマイペースにできる環境
- (6) インターネットその他の情報が入手しやすくなり、好きな講座やサークル活動の選択肢が増えた。
- (7) よく言えば頑固者、悪く言えば「自己中」体質の人が、周りを気にせず発言できる時代性。運営の担い手が二の足を踏む。
- (8) 「まだ若いから」「別の趣味団体で活動しているから」「仕事が忙しいから」「規則に縛られたくない」などの理由で保留されることが多く、その理由が解消する年齢では活動できる身体状況ではなくなっているという、構造的な問題も見えている。

※ 子ども会、自治会、古くからあるサークル活動団体でも同様の状況。高齢者クラブだけの問題ではない。

2 茨城県・解散クラブのアンケート結果から

(令和元年度)

(1) 原因(2つ以内)

- | | |
|-----------------|-------|
| ○会長のなり手がいなかった | 53.3% |
| ○会員の高齢化による活動の停止 | 24.0% |
| ○入会者がいない | 6.7% |
| ○会長と会員の人間関係 | 4.0% |
| ○その他 | 12.0% |
- ・移動手段の問題
 - ・他の高齢者サークル、サロン等の影響
 - ・会員の希望で解散

(2) 解散・休会の防止に向けた取り組み

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ○連合会役員や事務局が相談に乗って後継リーダーを育成 | 40.8% |
| ○区長や自治会、民生委員、地域団体等と連携して後継リーダー育成 | 16.3% |
| ○近隣クラブと連携 | 8.2% |
| ○解散でなく休会を促した | 6.1% |
| ○その他 | 28.6% |
- ・書類の作成を事務局で手伝っている
 - ・会員拡充のきっかけになるような連合会事業を企画
 - ・クラブの名称変更(「老人」を使わない)

(3) 解散・休会が会員減少に大きく影響

既存のクラブは、何とか会員数を維持できるように努力している。しかし、会員減少に歯止めがかからないのは、クラブの解散と休会である。会員数の減少が大きい市町村老連は、クラブの減少数も大きくなっている。

したがって、解散と休会について改善が見られれば、会員数減少の幅を小さくすることができると思われるが、会員数が5年前に比べて40%以上減少した連合会も県内5か所ある。

会員数の減少は、「会長のなり手がいない」「地区ごと解散してしまった」等の理由によるものだが、5年間でそれだけの減少をしてしまうということは、

クラブの解散・休会だけではなく、連合会としての機能や事務局との連携等の体制的な問題も再検討する必要がある。

3 全国高齢者クラブのクラブ数・会員数

年	クラブ数	会員数(人)
昭和36年	9, 755	790, 826
40年	55, 998	3, 502, 274
50年	105, 741	6, 314, 618
60年	127, 107	8, 077, 080
平成元年	130, 411	8, 381, 742
10年	134, 285	8, 869, 086
20年	122, 153	7, 623, 972
25年	110, 487	6, 488, 740
26年	107, 997	6, 269, 200
27年	105, 532	6, 061, 681
28年	103, 284	5, 879, 646
29年	101, 110	5, 686, 222
30年	98, 592	5, 488, 258

各年3月末日現在

※ 水戸市高齢者クラブ連合会の会員数等の変遷は「別紙3」参照

4 「クラブ解散」とならないように

(1) 普段から先のことを考えておく

- ① 早いうちから後継者を育成する。そのため、事務については、会長の負担にならないように、普段から事務方を決めて分担する。特に、若手・女性会員の参画を促す。
- ② 会長のほかに、文書収受や配布などの代行者(事務局)を決めているクラブもある(連合会事務局に連絡いただければ、文書・通知は代行者に送付します。)。
- ③ 運営・企画を特定の人に任せきりにせず、チームを作って検討する(まかせられた人が抜けると、なにをどうしていいのか分からなくなる。)。
- ④ 男性会員の1.5倍いる女性会員の幹部登用。自分の力を信じ、皆で支えていく意識改革も必要。

(2) 万一解散することになったら

- ① 会員の総意を諮り、役員の独断で勝手に解散しない。
- ② 会長不在であってもいきなり解散せず、顧問や事務代行者を立てて会務を行う。
- ③ どうしても解散しなければならない場合は、会員の身の振り方に考慮する。
- ④ とりあえず休会として活動を休止しておき、早急に根回しして新会長を決めて対応したクラブもあった(2年くらいまでが限度。それ以上経過すると機運が薄れる。)。解散してしまうと、再度立ち上げるとき市長に対し「設立届け」及び関係書類による申請が必要になる。
- ⑤ 新規立ち上げの場合は、以前は当該年度7月までに申請しないと補助は受けられなかったが、要項改正により現在は当該年度2月まで補助対象となった。

5 クラブを自己点検する

会員増強につながった成功例では、それなりの努力がはらわれ、問題への対応・対策が講じられている。自らのクラブについて自己点検し、足りない部分を改善していくことも必要である。

○自己点検10項目

- (1) 自治会や他団体との「連携」はできていますか？
- (2) 地域や自治会主催の行事等に「参画」していますか？
- (3) 従来方式にとらわれず、活動や運営方法に「柔軟性」はありますか？
- (4) 若手や女性を積極的に登用して、後継リーダーを「育成」していますか？
- (5) 活動を、会員はもとより非会員や地域に「PR」していますか？
- (6) 「体験参加」を呼び掛ける活動はいくつありますか？
- (7) 会員全体で地域の未加入者に「勧誘活動」をしていますか？
- (8) リーダーの役割分担、会員との「協力体制」は十分ですか？
- (9) 新会員に誇れるクラブの「セールスポイント」はありますか？
- (10) 会員の意向を「把握」していますか？

V 高齢者クラブの経理事務

1 予算とは

その年度中における収入と支出の見込み額を見積もるもので、いいかえれば、年度中における事業計画を金額で示したものである。

(1) 予算の留意点

年度内の予算編成に当たっては、先ず会員の要望・意見をもとに、前年度の実績等各種の資料を参考とし、かつ、過年の決算を勘案して増減額を検討することが必要となる。

なお、特定の会員のみを対象とした活動に、不均衡に多額の予算額を充てことは避けたい。なぜなら、会費は会員の総意と納得のもとに徴収されるものであり、これらの資金はできるだけすべての会員に平等に使用されるべき性質のものであるからである。

(2) 予算議決

予算に盛り込まれた計画が、会員によって着実に推進されていくためにも、編成した予算案をすべての会員に承認してもらう必要がある。通常は、クラブ「総会」において討議し、了承を得る。

(3) 収入予算

収入予算は、年度内に高齢者クラブとして、どれだけの収入が見込めるかを明らかにする予定表なのである。この収入予算の見込み額を基とし、その年度の具体的な事業計画をたてることになるので、収入見込みは特に正確さが必要であり、過大に見込むと収入欠陥(赤字)になるため、注意を払う必要がある。

●収入の科目(参考)

収 入 科 目	内 容 説 明
(1) 会 費	高齢者クラブの収入のうち最も土台をなすもので、会員の納入する会費。
(2) 補助金	自治体等から交付される補助金
(3) 助成金	高齢者クラブの運営に対して、自治会、支部社協等から助成される交付金
(4) 寄付金	個人・団体等から寄せられた資金。なお、予算化する額は、確実性のあるもののみ計上する。
(5) 雑収入	預金利子や資源ごみ売り上げ、臨時的な入金(新年会の残金)などの収入。 その他、いずれの科目にも属さないような収入。
(6) 繰越金	前年度の決算の際に生じた剰余金を、本年度の財源として繰り越すもの。

(4) 支出予算

高齢者クラブが活動するため必要な年間経費の見込額である。収入予算の見込額の限度内で、クラブの活動に必要な経費を算出して予算化する。

事業額の見積もりは、余り細かく端数を出す必要は無い。通常は1000円単位で大まかに算出する。なお、1000円未満の端数については、「予備費」に計上して収入支出予算が同額になるようにすること。

●支出の科目(参考)

支出科目	内 容 説 明
(1) 事務費	事務局の運営に必要な経費。共通的な物品の購入に充てる費用など。
(2) 会議費	総会、役員会等の費用。また、会の企画・運営のための会合や、各種委員会の経費など。
(3) 研修費	会員の教養の向上や、健康増進、その他種々の研修を実施するために必要な経費。
(4) 活動費	高齢者クラブの公的な活動として、定期的、臨時的に実施する事業に要する経費。 <u>一事業(活動)ごとに分類して算出すること。</u> 例：GG大会、神社清掃、ふれあいサロン、声掛け運動、親睦会、カラオケ大会、防犯パトロール、 など
(5) 負担金	市老連、県老連、地区や支部連合会等の負担金。
(6) 慶弔費	各種祝い金、病氣見舞、香料・弔電等の経費。
(7) 雑 費	(1)～(6)までの科目に属さないような支出。
(8) 予備費	予算外の支出、または、科目予算が超過する場合もあるため、赤字にならないように、あらかじめ余裕をみた予算とするための資金。
※備 考	以上は例示であり、必要により適宜科目を設けることも可能。また、「新年会」「旅行会」などを「その他経費」にしているクラブもある。

●支出の費目(参考)

収入科目	内 容 説 明
謝礼金	教養の向上, 健康の増進, その他研修を実施する際の講師等への謝礼金。
旅 費	クラブの所要による出張交通費として支給する費用。 なお, 貸切バス等の利用に要する経費などは, 「借上費」に計上する
消耗品費	鉛筆・紙・筆・インク・ノート・茶わん・写真のフィルム代・新聞代・雑巾・燃料費(木炭・灯油・ガソリン)その他, 消耗品とみなされるものの購入費。
印刷費	各種資料のコピー代・写真の焼き増し・パンフレット等の印刷代に要する経費。
図書購入費	クラブ運営用の参考書, その他の図書, 雑誌・週刊誌・月刊誌等の購入費。
食糧費	菓子・弁当などの製品, 米・調味料等の材料, 会食の食事代など, 「食」に関する経費。
通信運搬費	電話代・ハガキ代・切手代等や宅配便の費用など。
借上費	清掃活動のためのリヤカー, 図書館等から借りるプロジェクターなど機材の借り上げのための経費。会議室の賃借経費。レンタカー, レンタルビデオの費用。
備品費	ビデオデッキ, パソコン, スポーツの用具など, 一時に消費せず長期的に使用する機材等の購入費。
負担金	連合会等へ支出する会費や負担金。
慶弔費	喜寿・米寿・誕生祝等の祝儀及び記念品購入費。病氣見舞・香料等の支出。
雑 費	上記科目に当てはまらないものを支出する経費。
予備費	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費。

(5) 科目と費目

「科目」はその経費の支出目的, 「費目」はその経費の性格によって分類されるものである。高齢者クラブ予算は規模が比較的小さいので, 通常は「科目」による分類のみとしても差し支えない。

なお, 「水戸市高齢者クラブ助成事業費補助金」は補助申請や実績報告が「科目」による分類であるため, 同様に「科目」によって経理したほうが集計が容易となる。

逆に, 経理を「費目」で行っている場合は, 補助金申請や実績報告をするた

めに、どの「科目」に支出されたものか分かるようにしておく必要が生じる。

※ 他の補助金の中には、「補助対象経費」が「費目」で規定されているものもある。

○補助対象事業・経費とは

高齢者クラブが行う諸活動はいろいろなものがあるが、例えば「健康づくりをすすめる活動」とか「地域を豊かにする社会活動」など、特定の事業に限って補助される場合、その事業を「補助対象事業」という。

また、その事業に要した経費のうちで、「消耗品費」「印刷費」「謝礼金」に限り「備品費」は除くなど、補助金の充当(使える)「費目」が決まっている場合もあり、これは「補助対象経費」という。

(6) 予算の流用と補正

決定した予算額では不足する場合や、新たに収入・支出の科目を設けて増額をはかることなどを、「補正予算」という。

また、不足している「予算項目」に、余剰ができると思われる「予算項目」から経費をやりくりすることを「予算流用」という。

予算流用は全体の予算額は変わらないが、補正予算は予算額そのものが変わることになる。

※ 規模の小さな会計では、流用や補正は考える必要はない。

2 会計年度

老人クラブの運営費については、市からの補助金もあるので、毎年度会計はその年の4月1日から始まり、翌年3月31日を以って終るようにすることが望ましい。

なお、前年度分の売掛金がある場合などは、会計年度終了後、一定の期間内に清算して「3月31日」に処理したとすることも可能である。

3 決算について

会計年度が終了したときは、直ちに収支の額を検算し、当該年度内の収入・支出の額を清算する。その結果は決算報告として、クラブ内のチェックを受け(会計監査)、公正を期すこと。

監査後の決算報告は、総会等に図って会員に周知し承認を受ける。

決算により、どの予算が不足なのか、余剰があったのかが分かるので、翌年度予算に反映する材料となる。

4 金錢出納帳

金銭出納帳は、現在の残高額を確認し、今後の活動に当たってどのぐらいの経費が使えるのか確認する重要な帳簿なので、必ず備えたい。

また、「適用」欄の項目ごとに、公正を期すため「領収書」などの証明書類を整理しておく。

差引残高と、通帳の金額及び保持現金を随時比較確認して、出納管理と経理に正確性を保つこと。

◇金銭出納簿の例

月	日	科 目	費 目	適 用	収入金額	支払金額	差引残高
4	1	繰越金		平成30年度繰越金	125,002		125,002
4	1	会 費		平成30年度会費 2,000円×25人	50,000		175,002
4	5	会議費	借上費	打合せ会議駐車場代		300	174,702
4	6	会議費	食糧費	総会時 お茶ペットボトル 24本箱		3,514	171,188
4	6	研修費	消耗品費	幹部研修会資料 用紙(500枚×)		1,500	169,688
4	8	活動費	印刷費	GG大会 写真プリント代		2,800	166,888
4	23	活動費	図書購入費	「みんなで楽しむGG」		2,960	163,928
4	25	会議費	通信運搬費	総会通知用切手 @82円×25人		2,050	161,878
4	28	慶弔費	慶弔費	〇〇氏 葬儀香典 ,弔電		3,592	158,286
4	28	事務費	消耗品費	ボールペン 1ダース		1,200	157,086
		4		月 計	175,002	17,916	
				累 計	175,002	17,916	157,086

※ 「費目」については、なくてもよい。

5 補助金について

(1) 水戸市高齢者クラブ助成事業費補助金

水戸市から、単位クラブ活動への補助金。「補助対象事業」の活動を行うクラブに対して、クラブ経費のうち「補助対象経費」の対象となる経費の額以内で、かつ、予算で確保された「補助基準額」の金額が補助される。

事業終了後「事業実績報告」の提出が必要で、審査を受けることになる。また、公費補助であるため、原資は税金であり報告や使途は明らかに説明できるようにしなければならない。「金銭出納帳」や「領収書」等の関係書類は、5年間の保存義務がある。

●水戸市高齢者クラブ助成事業費補助金等交付要項(抜粋)

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
高齢者クラブが実施する下記の事業活動等 1 教養の向上 2 健康の増進 3 レクリエーション 4 地域社会との交流 5 その他上記に準ずるもの	総事業費（慶弔費を除く）から寄付金等を控除した額	予算の範囲内で定める額

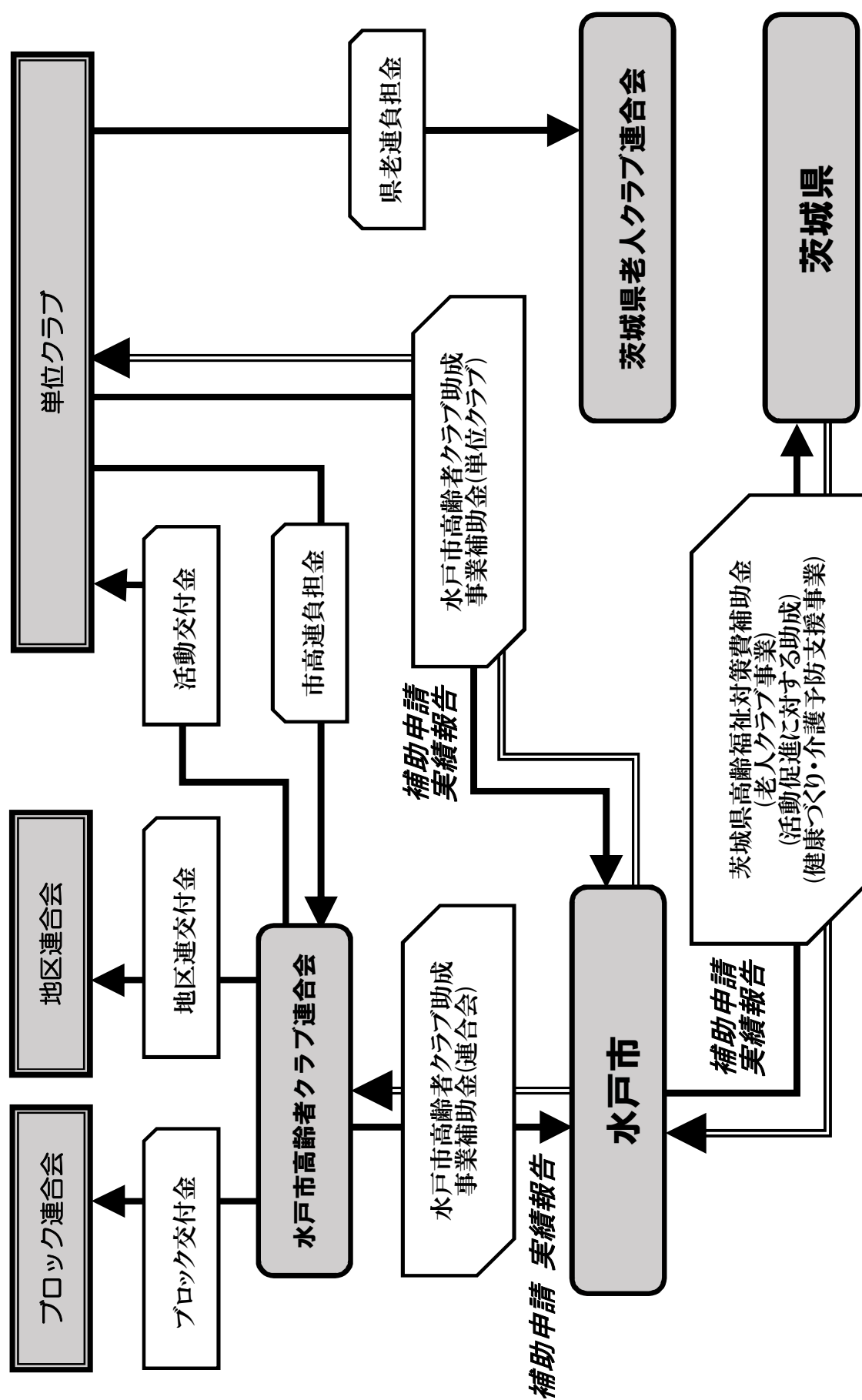
(2) その他の補助金

「お達者クラブ」「高齢者と子どものふれあい事業」も、水戸市から単位クラブ、地区高連への補助金であるので、同様に実績報告の提出や資料等の保存義務がある。

(3) 「補助金」「助成金」「負担金」「交付金」の違い

補助金	特定の目的に対し，審査を経て支給される給付金
助成金	条件を満たした事業に対して支給される給付金
負担金	事業に対し義務的に一定額を負担する給付金
交付金	事業全体に対して支出される給付金

※ 広義には，「補助金」「助成金」「負担金」とともに「交付金」の一種である。



6 よくある疑問点

(1) 複数の補助事業を受けている場合の会計区分はどうするか

▶ ① 本事業以外の補助事業を分けて経理する場合。

- 補助事業経費の経理額を把握しやすい。
- × 経理が二つになるので手間がかかる。

〇〇〇ふれあい事業

収入	〇〇〇ふれあい事業費補助金	1,200円
	〇〇〇クラブ負担	300円
	計	1,500円※
支出	〇〇〇ふれあいサロン	1,000円
	〇〇〇ふれあいサロン準備事務費	500円
	計	1,500円※

〇〇〇クラブ 支出の部

支出	その他事業	〇〇〇ふれあい事業負担	300円
----	-------	-------------	------

※ 〇〇〇ふれあい事業の収支は一致する。

▶ ② 本事業と補助事業を合わせて経理する場合

- 経理が一本なので、出納事務が容易である。
- × 補助額と事業費額が一致しないため、実績報告などがやり難い。

〇〇〇クラブ 収入の部

収入	その他事業	水戸市補助金	39,000円
		〇〇〇ふれあい事業費補助金	1,200円※
	計		40,200円

支出の部

支出	活動費	清掃奉仕	5,000円
		スポーツ大会	30,000円
	その他事業	〇〇〇ふれあいサロン	1,000円
		〇〇〇ふれあいサロン準備事務費	500円
	計		36,500円

※ 補助額と事業額が一致しない場合もある。

(2) 予算で科目と費目は必ず設けなければならないのか

- ▶ 単位クラブの場合、会計規模が小さいので、「費目」については必ずしも設けなくて良いと考えられるが、補助事業によっては補助対象の「費目」が決まっている(「消耗品費」は良いが、「備品費」はダメなど)場合もあるので、そのようなときは考慮の必要がある。

(3) 繰越金は何円以内ならば良いのか。

- ▶ 特に何円とは決まっていないが、補助金の大部分を繰り越すことは不適当なので、「総事業費(補助対象経費)－繰越金額 $\geq$ 補助金額」となるように考慮する。また、毎年度、事業費の大部分を繰り越している場合や、繰越額が年々増大する場合などは、事業の見直しや収入の調整が必要と考えられる。

(4) 「輪ゴム」ひと箱(200g・500円)を購入したが、事務局でも使うし、総会にも使うし、スポーツ大会でも使う。どのように科目や費目に割り振るのか。

- ▶ 実際には、輪ゴムは使う分だけ箱から出して、それぞれの事業で使用する。ここでは代表的な「事務局使用」として「事務費」に入れればよい。費目は「消耗品費」。

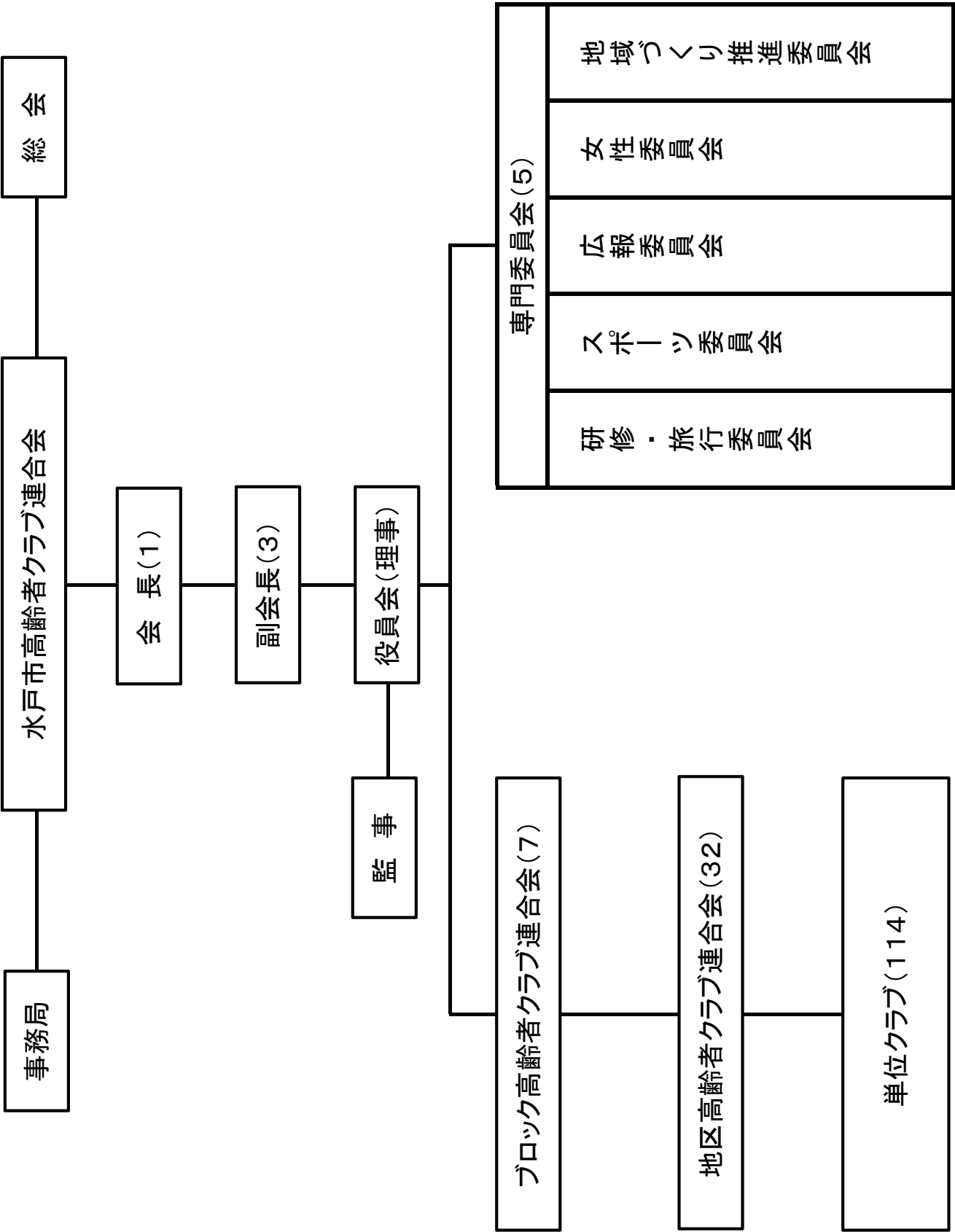
建設工事資材など巨額事業の場合は、「工事規模で按分し科目に割り振る」ということもあるが、消耗品程度であれば、上記処理で問題ないと思われる。

(5) 「新年会」や「旅行会」で会員から参加費を徴収した。予算科目に入れるべきか。

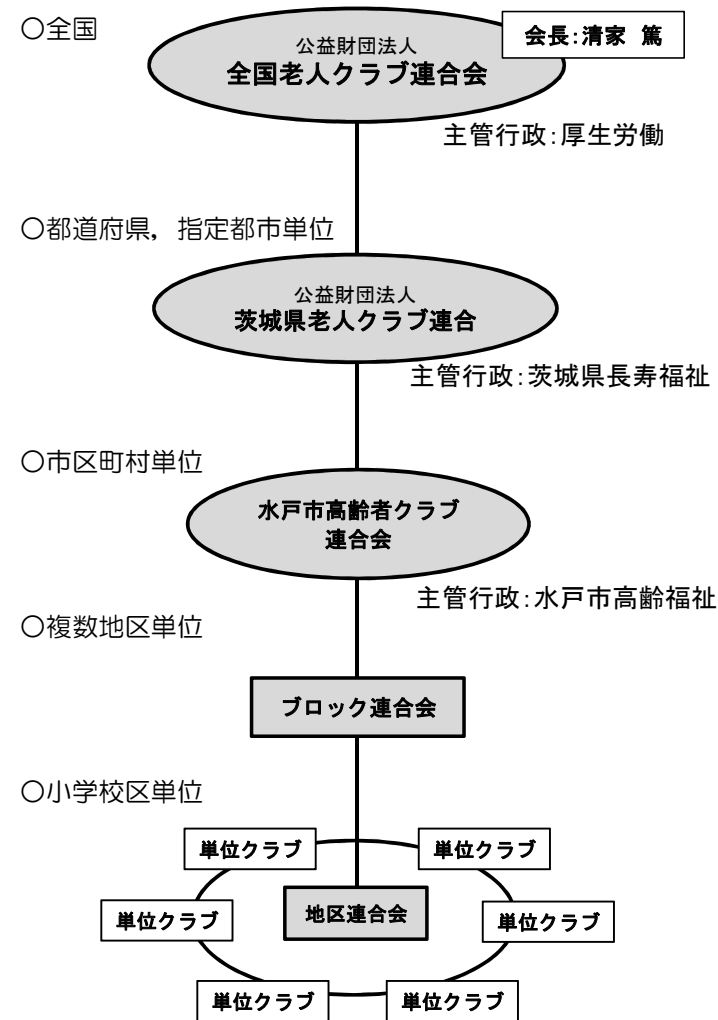
(6) その場合の科目は。

- ▶ クラブ会計に編入する経理方法と、会計外で処理する方法がある。
 - ① 予算措置されている場合は、「会費」または「雑入」に徴収した参加費を収入する。このやり方の場合、会の収入に包含されるため、「新年会」「旅行会」そのものに使用されるのか、その他事業に充当されたのかの区別は明確にならない。
 - ② 「新年会」「旅行会」の決算を明確にする場合は、別会計で経理する。会費に残が出たときは、参加者の了承のうえ本会計の「雑入」で収入し繰り入れることもできる。逆に不足のときは、会の「活動費」などから「旅行会」等の名目で支出する。この場合、支出に対する「領収書」は発行されないが、別途「旅行会」の収支決算書を作成することにより明示できる。

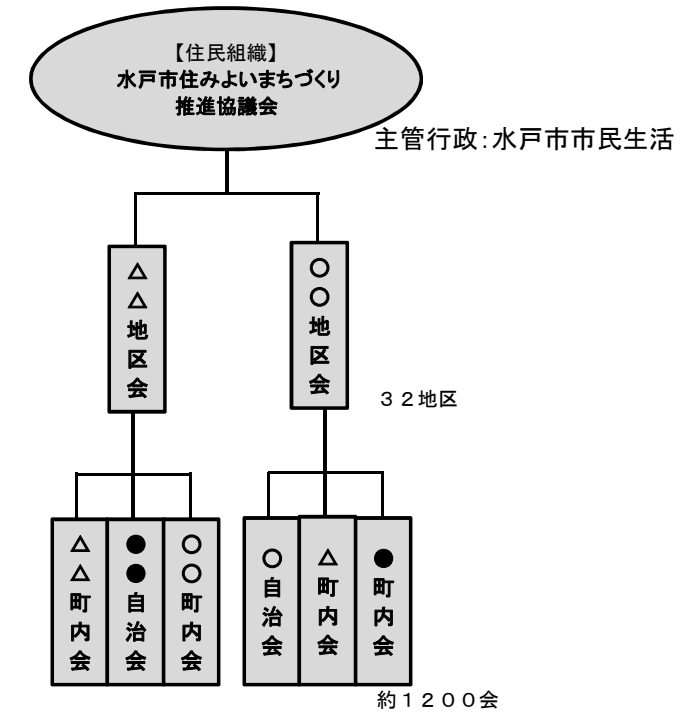
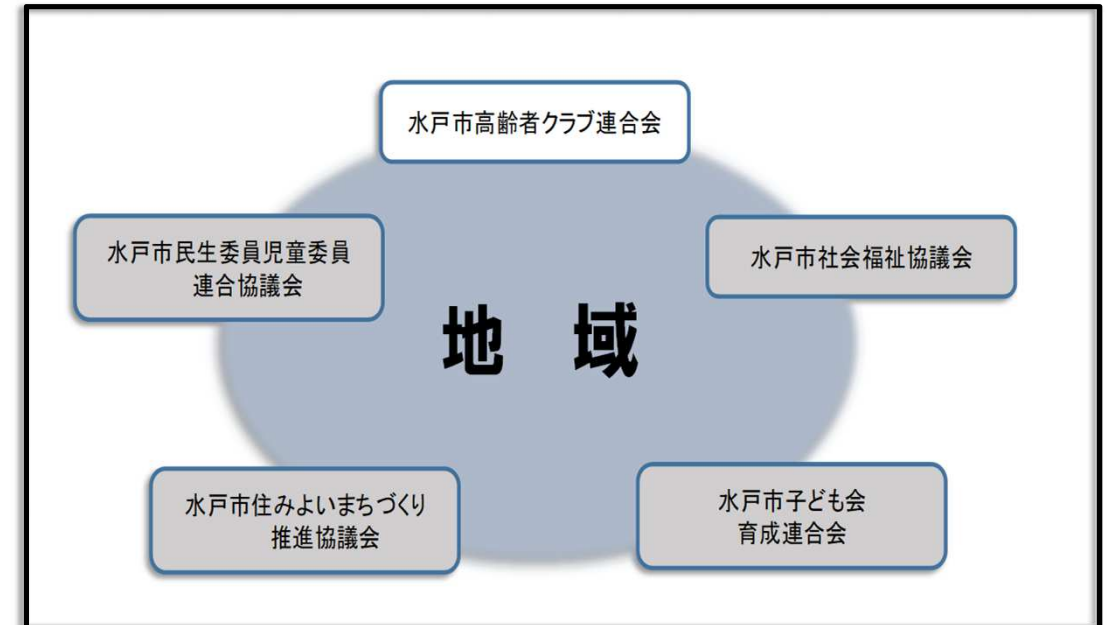
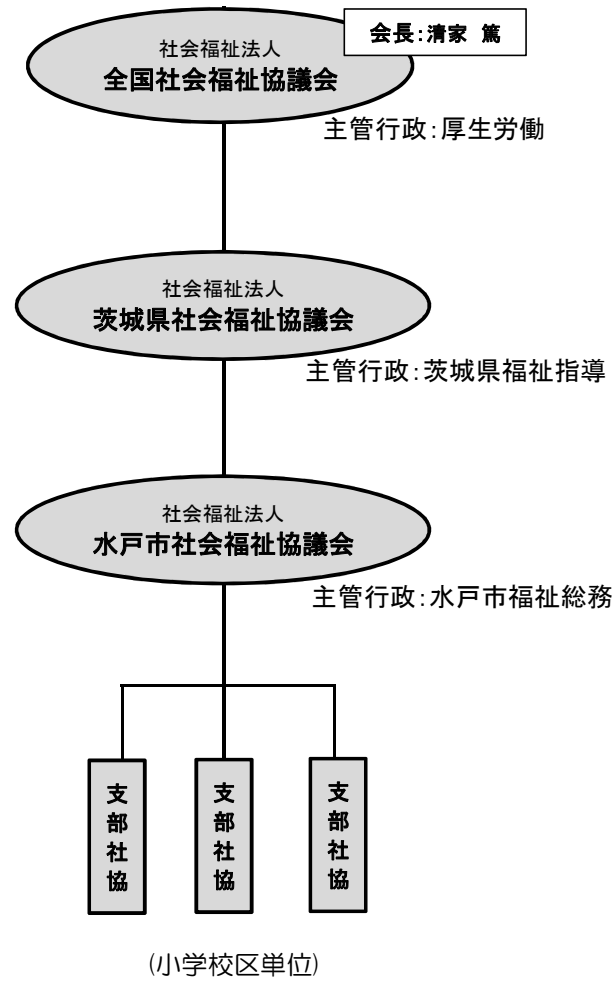
水戸市高齢者クラブ連合会 組織体系図



別紙 2



114クラブ 5,308人
(男性2,107 女性3,201) H31.4.1



別紙 3

水戸市高齢者クラブ連合会 クラブ・会員数の推移

年度	クラブ数 会員数	年度	クラブ数 会員数	備考	年度	クラブ数 会員数	備考
昭和 38 年	54 3, 274	昭和 61 年	141		平成 21 年	144 7, 179	
39 年	77 5, 029	62 年	143		22 年	141 6, 869	
40 年	83 5, 380	63 年	144		23 年	133 6, 385	
41 年	90 5, 853	平成元年	147		24 年	130 6, 064	男 2, 263 女 3, 783
42 年	92 5, 660	2 年	144		25 年	130 6, 103	男 2, 314 女 3, 789
43 年	97 5, 763	3 年	146	3 月 3 日 常澄村合併	26 年	129 5, 935	男 2, 320 女 3, 615
44 年	99 5, 711	4 年	163 10, 422		27 年	125 6, 523	男 2, 563 女 3, 960
45 年	100 5, 702	5 年	163		28 年	124 6, 497	男 2, 577 女 3, 920
46 年	104 5, 992	6 年	162 10, 343		29 年	121 6, 450	男 2, 554 女 3, 896
47 年	107 6, 004	7 年	163 10, 448		30 年	115 6, 048	男 2, 422 女 3, 626
48 年	110 6, 052	8 年	164 10, 254		31 年 (令和元年)	114 5, 308	男 2, 107 女 3, 201
49 年	114 6, 792	9 年	164 10, 038				
50 年	115 7, 023	10 年	165 10, 044				
51 年	120 7, 372	11 年	166 10, 104				
52 年	120 7, 500	12 年	165 10, 116				
53 年	124 7, 999	13 年	166 9, 566				
54 年	125 8, 092	14 年	159 9, 497				
55 年	130 8, 500	15 年	155 8, 517				
56 年	130 8, 770	16 年	173 9, 239				
57 年	131 8, 770	17 年	170 9, 178	2 月 1 日 内原町合併			
58 年	138 8, 900	18 年	164 8, 461				
59 年	137 8, 850	19 年	155 8, 042				
60 年	140 8, 970	20 年	148 7, 505				

—× 毛—